二　設置者又は申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
三　当該申請に係る事業の開始の予定年月日
四　設置者又は申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
五　認定こども園、幼稚園又は特別支援学校の認可証の写しその他の子ども・子育て支援施設等であることを証する書類
六　施設又は事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
七　法第五十八条の十第二項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面（第五十三条の四第二項において「誓約書」という。）
八　役員の氏名、生年月日及び住所
九　その他確認に関し必要と認める事項

（特定子ども・子育て支援施設等の住所等の変更の届出等）

第五十三条の三　特定子ども・子育て支援提供者は、第五十三条の二第一号（子ども・子育て支援施設等の種類を除く。）、第二号、第四号（当該確認に係る事業に関するものに限る。）、第六号及び第八号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。ただし、同条第四号に掲げる事項（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

2　前項の届出であって、特定子ども・子育て支援施設等である施設の設置者の役員若しくはその長又は特定子ども・子育て支援施設等である事業を行う者に係る管理者若しくは役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

（令第二十二条の三第一項の内閣府令で定める者）

第五十三条の四　令第二十二条の三第一項の内閣府令で定める者は、市町村長が法第五十八条の八第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該確認の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該特定子ども・子育て支援提供者による子ども・子育て支援の提供体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該子ども・子育て支援提供者が有していた責任の程度を確認した結果、当該確認の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない者とする。

（聴聞決定予定日の通知）

第五十三条の五　令第二十二条の三第二項第四号の規定による通知をするときは、法第五十八条の八第一項の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

（法第五十八条の十一の内閣府令で定める事項）

第五十三条の六　法第五十八条の十一の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該特定子ども・子育て支援提供者の名称
二　当該特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地
三　確認をし、若しくは確認を取り消した場合又は確認の辞退があった場合にあっては、その年月日
四　確認の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容及びその期間
五　子ども・子育て支援施設等の種類
六　特定子ども・子育て支援施設等である法第七条第十項第五号に掲げる事業にあっては、第二十八条の十八第三項を満たしているか否かの別

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］